

令和7年度 射水市3号認定保育料徴収基準額表

階層区分	入園児童の属する世帯の階層区分	3号認定(3歳未満児)	
		標準時間	短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯	4,500	4,400
第3-2	市町村民税所得割額24,300円未満	5,500	5,400
第3-3	市町村民税所得割額24,300円以上48,600円未満	6,500	6,350
第4-1	市町村民税所得割額48,600円以上57,700円未満	8,000	7,850
	市町村民税所得割額57,700円以上59,000円未満	16,000	15,700
第4-2	市町村民税所得割額59,000円以上79,000円未満	17,000	16,700
第4-3	市町村民税所得割額79,000円以上97,000円未満	22,000	21,600
第5-1	市町村民税所得割額97,000円以上115,000円未満	26,000	25,500
第5-2	市町村民税所得割額115,000円以上133,000円未満	29,000	28,500
第5-3	市町村民税所得割額133,000円以上151,000円未満	31,000	30,400
第5-4	市町村民税所得割額151,000円以上169,000円未満	33,000	32,400
第6-1	市町村民税所得割額169,000円以上187,000円未満	36,000	35,300
第6-2	市町村民税所得割額187,000円以上244,000円未満	38,000	37,300
第6-3	市町村民税所得割額244,000円以上301,000円未満	40,000	39,300
第7-1	市町村民税所得割額301,000円以上334,000円未満	42,000	41,200
第7-2	市町村民税所得割額334,000円以上397,000円未満	44,000	43,200
第8	市町村民税所得割額397,000円以上	46,000	45,200

備考

- 1 この表において「3号認定(3歳未満児)」とは、保育の実施を受けた日の属する年度の初日に3歳に達していない児童をいい、その児童が年度途中で3歳に達した場合においても、年度途中に限り3歳未満児とみなします。年度の初日に3歳に達している児童の保育料は無償となります。
- 2 保育料の算定については、入園児童と生計を同一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の市町村民税額を合算した金額で決定します。
- 3 令和7年4月分から令和7年8月分までの保育料については令和6年度市町村民税額をもとに算定し、令和7年9月から令和8年3月分までの保育料については令和7年度市町村民税額をもとに算定します。
税額控除は、調整控除及び税額調整措置を除き、反映しません。(寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等が適用されている方は、その控除がなかったものとして税額の計算をします。)このため、実際の納税額と保育料の決定に用いる税額が異なる場合があります。
- 4 生計を同一にする世帯に現に2人以上の子がいる場合において、戸籍上第2子以降の児童(養子縁組、死亡等により除籍された者は除く。)が入園しているときは、当該児童の保育料は無料となります。ただし、市長が必要と認めるときは、保護者と同一世帯の住民票に記載されている子を当該出生順位に加えることができるものとします。
- 5 生計を同一にする子であって、保護者と異なる住民票に記載されるものがある場合は、申請により、当該児童を出生順位に加えることができるものとします。
- 6 入園児童の属する世帯(生活保護世帯を除く。)の保育料算定にかかる市町村民税所得割額が57,700円未満の場合において、保育料が半額となります。(表には軽減後の額を記載しています。)
- 7 入園児童の属する世帯(生活保護世帯を除く。)の保育料算定にかかる市町村民税所得割額が77,101円未満の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、保育料は無料となります。
 - (1) ひとり親家庭等医療費受給世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日発第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯